

とちぎ広域消防事務組合組合長の職務を代理する副組合長の順序を定める規則

〔平成27年5月1日
規則第2号〕

地方自治法（昭和22年法律第67条）第152条第1項の規定に基づき、組合長の職務を代理する副組合長の順序は、次のとおりとする。

順序	副組合長
第1順位	音更町長
第2順位	土幌町長
第3順位	上土幌町長
第4順位	鹿追町長
第5順位	新得町長
第6順位	清水町長
第7順位	芽室町長
第8順位	中札内村長
第9順位	更別村長
第10順位	大樹町長
第11順位	広尾町長
第12順位	幕別町長
第13順位	池田町長
第14順位	豊頃町長
第15順位	本別町長
第16順位	足寄町長
第17順位	陸別町長
第18順位	浦幌町長
第19順位	帯広市副市長

附 則（平成27年5月1日）

この規則は、公布の日から施行する。